

宇部市水道局職員等旅費支給規程

令和四年四月一日

沿革 令和 七年 三月二十五日 管理規程第

水道事業管理規程四十四号
十七号 第一次改正

第一章 総則

(主旨)

第一条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- 二 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- 三 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他管理者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- 四 赴任 転任（人事院規則（平成二十一年三月十八日人事院規則八―十二―七）第四条第一項第四号に規定する転任をいう。以下同じ。）を命ぜられた職員がその転任のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- 五 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- 四六 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡の当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- 2 この規程において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、本市の区域内をいうものとする。

一部改正（令和七年三月二十五日）

(旅費の支給)

第三条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- 一 職員が出張のため内国旅行（以下単に「旅行」という。）中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

二 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第一号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号若しくは第二十九条第一項各号に掲げる事由又はこれら

に準ずる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が管理者の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第三項の規定による旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額につき、次に定めるものを旅費として支給することができる。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行についてこの規程により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費又は宿泊費の額をそれぞれ超えることができない。

一 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又はその他の交通費として支払った金額のうち、所要の払いもどしの手続をとったにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかった額

二 宿泊施設の利用を予約するために支払った金額のうち、所要の払いもどしの手続をとったにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかった額

6 第一項、第二項、第四項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他管理者が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次に定める金額を旅費として支給することができる。

一 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため、この規程の規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

一部改正（令和七年三月二十五日）

（旅行命令等）

第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、管理者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

一 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令

二 前条第四項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 管理者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 管理者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

- 4 管理者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、又は記録し、これを当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、又は記録し、これを通知するいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 管理者は、前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載し、又は記録しなかった場合は、できるだけ速やかに旅行命令書等に記載し、又は記録し、これを通知しなければならない。
- 6 前二項の規定にかかわらず、管理者は、旅行命令等に係る旅行が旅費の支出を伴わないものであるときは、旅行命令書等の記載又は記録を省略することができる。
- 7 旅行命令書等の記載事項及び様式は、別記様式とする。

一部改正（令和七年三月二十五日）

（旅行命令等に従わない旅行）

- 第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ管理者に変更の必要性を証明するに足る資料を添付して旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに管理者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
 - 3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

- 第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。
- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
 - 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ一キロメートル当たりの定額により支給する。
 - 6 その他の交通費は、第十九条各号に規定する陸路旅行について、実費額により支給する。
 - 7 宿泊費は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの基準額を超えない範囲内の実費額により支給する。
 - 8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費について、定額により支給する。
 - 9 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用について、実費額により支給する。
 - 10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用について支給する。
 - 11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用について支給する。

一部改正（令和七年三月二十五日）

（旅費の計算）

第七条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第八条から第十二条まで 削除

全部改正（令和七年三月二十五日）

（旅費の請求手続）

第十三条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支払命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 第一項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて宇部市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和四十四年六月十一日規則第二十二号。以下「市規則」という。）で定めるものをいう。）をもつて提出することができる。

5 第一項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第二項及び第三項に規定する期間については、別に定める。

一部改正（令和七年三月二十五日）

（職員以外の者の旅費）

第十四条 第三条第四項の規定により支給する旅費は、別に定めがあるもののほか、この規程の規定に準じて管理者が定める。

第二章 旅費額

（鉄道賃）

第十五条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 特別車両料金（管理者に限る。）

四 寝台料金

五 座席指定料金

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（管理者が移動するときは、最下級の直近上位の級）の運賃の額とする。

全部改正（令和七年三月二十五日）

（船賃）

第十六条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 特別船室料金（管理者に限る。）

四 座席指定料金

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（管理者が移動するときは、最下級の直近上位の級）の運賃の額とする。

全部改正（令和七年三月二十五日）

（航空賃）

第十七条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の運賃の額とする。

全部改正（令和七年三月二十五日）

（車賃）

第十八条 車賃は、私有車を利用する移動に要する費用とし、その額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切捨てる。

一部改正（令和七年三月二十五日）

（その他の交通費）

第十九条 その他の交通費は、鉄道、船舶、航空機及び私有車以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡し自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

全部改正（令和七年三月二十五日）

（宿泊費）

第二十条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第一に定める基準額を超えない範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

全部改正（令和七年三月二十五日）

（宿泊手当）

第二十一条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第二に定める一夜当たりの定額とする。

全部改正（令和七年三月二十五日）

（転居費）

第二十一条の二 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第二十三条第一項第一号又は第二号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、実費額とする。

追加（令和七年三月二十五日）

（着後滞在費）

第二十二条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

全部改正（令和七年三月二十五日）

（家族移転費）

第二十三条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職

員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 管理者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

全部改正（令和七年三月二十五日）

（退職者等の旅費）

第二十四条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

一 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）に居た地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）に居た地までの前職相当の旅費

二 退職等を知った日の翌日から三月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日に居た地から旧在勤地までの前職相当の旅費

（遺族の旅費）

第二十五条 第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復の要する前職相当の旅費とする。

2 遺族が前項の旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第四号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第三章 雑則

（外国旅行の旅費）

第二十六条 外国旅行の旅費については、管理者が国の例に準じてその都度定める。

（旅費の調整）

第二十七条 管理者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 管理者は、旅行者がこの規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

（この規程の施行について必要な事項）

第二十八条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

(宇部市上下水道局職員等旅費支給規程の廃止)

- 2 宇部市上下水道局職員等旅費支給規程(平成二十六年管理規程第三十号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 宇部市水道局職員等旅費支給規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(第一次改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇部市水道局職員等旅費支給規程の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に係るものについて適用し、これらの旅行のうち施行日前に完了するもの及び施行日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

別表第一（第二十条関係）

一部改正（令和七年三月二十五日）

区分	宿泊費基準額（一夜につき）	
	一 管理者	二 その他の職員
北海道	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
青森県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
岩手県	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
宮城県	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
秋田県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
山形県	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
福島県	一一、〇〇〇円	八、〇〇〇円
茨城県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
栃木県	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
群馬県	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
埼玉県	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
千葉県	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
東京都	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
神奈川県	二二、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
新潟県	二二、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
富山県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
石川県	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
福井県	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
山梨県	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
長野県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
岐阜県	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
静岡県	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
愛知県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
三重県	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
滋賀県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
京都府	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
大阪府	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
兵庫県	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
奈良県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
和歌山県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
鳥取県	一一、〇〇〇円	八、〇〇〇円
島根県	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円

岡山県	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
広島県	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
山口県	一一、〇〇〇円	八、〇〇〇円
徳島県	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
香川県	一二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
愛媛県	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
高知県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
福岡県	二五、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
佐賀県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
長崎県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
熊本県	二〇、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
大分県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
宮崎県	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
鹿児島県	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
沖縄県	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円

別表第二（第二十一条関係）
一部改正（令和七年三月二十五日）

区分	宿泊手当（一夜につき）
全ての地	一一、四〇〇円

別記様式（第4条関係）

旅 行 命 令 書 兼 復 命 書

令和 年 月 日

No.

局長	副局長	次長	総務企画課長	副課長	職員係長	係	局長	副局長	次長	総務企画課長	副課長	職員係長	係
所 属 課			課長	副課長	係長	係	所 属 課			課長	副課長	係長	係
下記のとおり旅行を命ずる。							下記のとおり復命します。						
所 属			職 名				氏 名						
住所													
旅行地名							旅行先						
用 務													
予定	令和	年	月	日	から	月	日	まで	泊	日	◎ 2日以上の旅行は各日毎の用務と行動を記入のこと。 ◎ 重要な事項については別に報告書を作成のこと。		
旅	賃	から	まで	往復	円								
	賃	から	まで	往復	円								
	賃	から	まで	往復	円								
	(特) 急行料	から	まで	往復	円								
	宿泊料		夜分		円								
費	旅行雑費		日分	円									
計				円									
支出科目							出金No.						
支出方法			概算・精算				摘要						